

**社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医資格取得に関わる研修要領**

(平成6年3月4日理事会承認)

(平成10年7月1日理事会改正)

(平成15年7月25日理事会改正)

**1 目的**

本研修要領は、社団法人日本超音波医学会（以下「本会」という。）が実施する超音波専門医認定試験を受験しようとする者が超音波医学に関して一定水準の知識と技能に到達することを目的として、本会が指定する超音波専門医研修施設（以下「研修施設」という。）において研修する際の指標となるものである。

**2 研修施設**

本研修を行う施設は、別に定める超音波専門医研修施設指定に関する内規によって本会が指定した研修施設であることを要する。

**3 研修カリキュラム**

本研修を行うにあたっては、研修施設において定期的に超音波診断に携わり、以下に示す臨床研修内容を履修するものとする。

- 一 本会が定めた超音波専門医研修カリキュラムにのっとり、本会が委嘱した超音波指導医（以下「指導医」という。）の指導を受ける。
- 二 指導医による講義，実技指導に参加する。
- 三 超音波診断カンファレンスに参加する。
- 四 通算5年間以上にわたり，500例以上の超音波診断に携わる。対象領域は体表臓器，循環器，消化器，泌尿器，産婦人科，乳腺・甲状腺のうち，2領域以上にわたるものとする。但しそれぞれ各領域の必要症例数は規定しない。
- 五 30例以上について，手術，剖検，その他確定診断結果との対比検討を行う。

**4 改 廃**

この要領の改廃は，超音波専門医制度委員会の発議により，理事会の承認を得なければならない。

**附 則**

この要領は，平成6年3月4日から施行する。

**附 則**

この要領の改正は，平成15年7月25日から施行する。